

事務連絡
令和7年12月8日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

無縁改葬後の墓石等の取扱い等について

死亡者の縁故者がない墳墓（以下「無縁墳墓」といいます。）に埋葬し、又は埋蔵された死体又は焼骨の改葬（以下「無縁改葬」といいます。）については、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第2条のほか、同規則第3条の定めるところに従い、その手続を行うことになりますが、これは墳墓の所有権、地上権等の私法上の物権等の処置に関するものではなく、無縁墳墓と認定されたものについてその私法権上の権利変更等を行う場合は必ずそれ等の規定によることが必要であると解されているところです（昭和23年9月13日付け厚生省発衛第9号厚生事務次官通知）。

したがって、墓所内に設置された墓石等の物件（以下「墓石等」といいます。）に係る無縁改葬後の取扱いについても、私法上の規律に従い判断することになりますが、この点に関し、令和5年9月に総務省行政評価局が公表した「墓地行政に関する調査—公営墓地における無縁墳墓を中心として—結果報告書」において「実地調査の結果、無縁改葬を行うに当たっての懸念として、無縁改葬後の墓石の取扱いの不明確性が挙げられた」との指摘がされていることも踏まえ、今般、関係省庁と協議の上、無縁改葬後の墓石等の取扱いに関する考え方等について別紙のとおり整理しましたので、お知らせします（なお、別紙記載のいずれの取扱いをするにせよ、その前提として、使用許可の取消しや契約の解除等により墓地使用権が適法に消滅している必要があると考えられるほか、その上で、無縁改葬自体についても適法に行われていなければならぬことに留意する必要があります。）。

また、無縁墳墓の発生予防のためには、縁故者情報を事前に把握することが有用であると考えられるほか（「縁故者情報の事前把握に関する事例調査の結果の送付等について」令和7年3月31日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）、期限付墓地の設置等の方法も考えられるところです。

各都道府県等におかれましては、地域の実情等を踏まえながら、必要な場合には条例、規則等の制定・改正を行うなどして、無縁墳墓の発生予防、無縁改葬後の墓石等の取扱いにつきまして、引き続き適正な対応を行っていただくようお願いします。なお、無縁改葬後の墓石等の取扱いに関する墓地使用者等への周知等についても十分に配慮願います。

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

1 公営墓地

死亡者の縁故者がない墳墓に埋葬し、又は埋蔵された死体又は焼骨の改葬（以下「無縁改葬」という。）後の墓所内に設置された墓石等の物件（以下「墓石等」という。）の取扱いについて、墓地の使用規則について定める条例等に定めがあるのであれば、基本的には当該定めに従うこととなる。

（1）条例等に自治体による代執行の前提となる墓地使用者による墓石等の撤去義務又は区画の原状回復義務に係る定めがある場合

墓石等は、その所有者が死亡した場合には、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 897 条の規定により、①被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者、②慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者、③家庭裁判所が指定した者の順に定まる祭祀承継者がこれを承継し、祭祀承継者がないときは、相続財産と同様に、相続人がいなければ、同法第 951 条の規定により成立する相続財産法人の所有に帰すことになると解される。

したがって、自治体が代執行により区画内の墓石等の撤去を行い、これを義務者が引き取らず、自治体が当該墓石等を保管している場合に、自治体においてその保管に係る墓石等を所有者に無断で処分することは、条例の定め等に従って許容されるときを除き、一般的には、他人の所有権の侵害となり、原則として許容されないものと考えられる。

そこで、この場合には、以下の方法等により墓石等を処分することが考えられる。

① 差押え及び公売

自治体が代執行により墓石等を撤去した場合には、その撤去費用は「代執行に要した費用」となると考えられるところ、これを徴収するために¹、国税滞納処分の例により、当該墓石等を差し押さえて公売を行うという方法が考えられる。

¹ 「代執行に要した費用」を徴収するためには、義務者に対し、文書をもってその納付を命ずる必要があるところ（行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条）、義務者を確知することができない場合には、民法の公示による意思表示の方法により納付を命ずることになると考えられる。

② 事務管理としての売却又は廃棄

自治体が代執行により墓石等を撤去し、これを保管している場合において、その保管が事務管理（民法第697条第1項）に当たるときは²、自治体は、「最も本人の利益に適合する方法」によってその管理をしなければならない。この場合において、自治体による当該墓石等の保管に要する費用が当該墓石等の経済的価値を上回るようなときは、もはや保管を継続することが「最も本人の利益に適合する方法」による管理とはいえなくなることから、このような場合には、事務管理として当該墓石等を売却することも可能であると考えられる。また、当該墓石等に経済的価値がなく売却できないときは、事務管理として当該墓石等を廃棄することも可能であると考えられる。

なお、売却した場合の売却代金については本人に返還する必要があるが、自治体は、代執行や保管に要した費用に係る債権と相殺することができる。

(2) 条例等に自治体による代執行の前提となる墓地使用者による墓石等の撤去義務又は区画の原状回復義務に係る定めはないものの、自治体による墓石等の撤去又は区画の原状回復に係る定めがある場合

自治体が条例等の定めに基づいて墓石等を撤去し、これを保管している場合において、その保管が事務管理に当たり、かつ、その保管費用がその経済的価値を上回るようなときは、上記(1)②と同様に、事務管理としての売却又は廃棄をすることが可能であると考えられる。

(3) 条例等に上記(1)及び(2)の定めがない場合

墓地の区画に墓石等が放置されている場合には、当該墓石等の所有者（祭祀承継者又は相続人若しくは相続財産法人）を相手方として、当該墓石等の撤去及び区画の明渡しを求める訴えを提起し、請求認容の確定判決を得た後、

² 事務管理は、「義務なく他人のために事務の管理を始めた」（民法第697条第1項）ときに成立する。代執行により撤去した物件について自治体に保管義務があるかどうかは解釈に委ねられているが、行政回答の中には「一般的に保管義務があるとはいえないが実際の取扱としては出来る限り所有者に物件を引取らせるよう努力するとともに保管物件と保管期間（通常所有者が引取りに要する期間）を指定しその期間を徒過するときは以後保管の責に任せざる旨を物件の所有者に通告しその期間中は通常程度の保管を行うよう措置するのが妥当と思われる」としたもの（昭和30年8月22日建設省総務課長回答）がある。また、裁判例の中にも、土地の明渡しに係る代執行について、土地の明渡し義務及び土地上の物件の移転義務の執行行為をもって代執行は終了するため、代執行庁は当該物件の保管義務を負わない（代執行終了後の代執行庁による保管は事務管理となる）旨を判示したもの（福岡高等裁判所平成29年12月20日判決）がある。他方で、学説の中には、代執行により物件を占有するに至った行政主体は、所有者が引取りに応ずべき合理的期間は代執行に密接に関連する事務として保管義務を負い、当該期間経過後に保管を継続する場合には事務管理として保管することになるという見解もある。いずれにせよ、自治体に保管義務がない物件については、事務管理として保管することができると考えられる。

当該判決を債務名義とする強制執行手続において撤去・処分を行うことが考えられる。

また、自治体が既に墓石等を撤去し、これを保管している場合において、その保管が事務管理に当たり、かつ、その保管費用がその経済的価値を上回るようなときは、上記(1)②と同様に、事務管理としての売却又は廃棄することも可能であると考えられる。

2 民営墓地

民営墓地については、原則として、墓地経営者と墓地使用者との間の契約の定めに従うことになるが、契約に無縁改葬後の墓石等の取扱いについての定めがない場合は、基本的に上記1(3)と同様の取扱いになると考えられる。

以上

(別添) 条例の例

1. 代執行の前提となる使用者による原状回復義務の例

○ひたちなか市営墓地設置及び管理条例(平成6年11月1日条例第78号)(抄)

(使用許可の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地を目的以外に使用したとき。
- (2) 使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても承継者が不明のとき。
- (3) 使用者が3年間管理料を納入しないとき。
- (4) 使用者が住所不明となって7年を経過したとき。
- (5) この条例の規定に違反したとき。

2. 前項の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は直ちに墓地を原状に復し返還しなければならない。

2. 撤去の例

○宇都宮市墓園条例（昭和39年1月11日条例第1号）（抄）

(使用権の承継及び消滅)

第10条 埋蔵場所（合葬墓に係る埋蔵場所（以下「合葬墓埋蔵場所」という。）を除く。次項、次条第1項、第13条、第14条第1項、第15条第1項及び第16条第1項において同じ。）の使用権は、祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。

2. 次の各号のいずれかに該当する事由があつた場合は、埋蔵場所の使用権は、消滅する。

- (1) 埋蔵場所の使用者が死亡し、かつ、祖先の祭祀を主宰すべき者がいないとき。
- (2) 埋蔵場所の使用者の所在が不明となつて7年を経過し、かつ、祖先の祭祀を主宰しようとする者がいないとき。
- (3) 埋蔵場所の使用者が、これを返還したとき。

3～6（略）

(無縁墳墓)

第12条 第10条第2項第1号及び第2号に該当する事由により使用権の消滅した埋蔵場所については、焼骨、遺骨又は死体を一定の場所に改葬し、その墳墓を撤去するものとする。

3. 期限付墓地の例

○神戸市立墓園条例（昭和41年3月31日条例第45号）（抄）

（墓園の施設）

第3条 墓園に次に掲げる施設（以下「墓園施設」という。）を置く。

（1）～（3）（略）

（4）期限付墓地（使用許可期間満了後、埋蔵された焼骨を前号の合葬施設へ改葬することを条件とする墓地の区画をいう。）

（使用許可）

第4条 墓園施設又は附属施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2・3（略）

4 次に掲げる施設の使用許可の期間は、当該各号に定める期間とする。

（1）・（2）（略）

（3）期限付墓地 使用許可の日から15年

（使用の制限）

第5条 市長は、使用許可をする場合は、必要な条件を付し、又は場所等を指定することができる。

2（略）

3 期限付墓地の使用許可は、埋蔵された焼骨を前条第4項に定める期間満了後に合葬施設へ改葬することを条件として付すものとする。

4 市長は、墓園又は附属施設の管理上必要な措置をさせることができる。

（使用終了時等の取扱い）

第12条 使用者は、前条の規定により使用許可を取り消されたとき、墓園施設又は附属施設の使用の必要がなくなったときはその他墓園施設又は附属施設の返還をしなければならないときは、市長の指示に従い、市長が指定する日までに焼骨を収去し、その他原状に回復しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。

2～5（略）

6 市長は、期限付墓地の使用許可の期間が満了したときは、合葬施設の使用料を徴収することなく、当該期限付墓地に埋蔵された焼骨を合葬施設に改葬するものとする。

7 期限付墓地の使用許可の期間が満了した時点において、当該期限付墓地に墓石が設置されているときは、当該墓石に係る所有権は、市に帰属するものとする。